

議案第54号

備前市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市体育施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月3日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市体育施設設置条例の一部を改正する条例

備前市体育施設設置条例(平成17年備前市条例第111号)の一部を次のように改正する。

別表第2(4) 備前市日生温水プール施設使用料等の表プールの部の次に次のように加える。

フローリングスタジオ(1時間につき)	専用使用	410円
	冷暖房使用料	200円
多目的研修室(1時間につき)	専用使用	620円
	冷暖房使用料	300円

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議案第54号参考資料
備前市体育施設設置条例新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第2(第11条、第14条関係) (1)～(3) (略) (4) 備前市日生温水プール 施設使用料等		別表第2(第11条、第14条関係) (1)～(3) (略) (4) 備前市日生温水プール 施設使用料等	
プール		プール	
個人使用		個人使用	
一般	640円	一般	640円
中学生	380円	中学生	380円
小学生以下	240円	小学生以下	240円
月額定期		月額定期	
一般	3,200円	一般	3,200円
中学生	1,930円	中学生	1,930円
小学生以下	1,220円	小学生以下	1,220円
年間フリーパス		年間フリーパス	
	12,000円		12,000円
団体使用		団体使用	
30人以上については個人使用料の1割引		30人以上については個人使用料の1割引	
50人以上については個人使用料の2割引		50人以上については個人使用料の2割引	
100人以上については個人使用料の3割引		100人以上については個人使用料の3割引	
回数券使用		回数券使用	
10回の使用料金で11回の使用		10回の使用料金で11回の使用	

専用使用(1コース1時間につき)別途、個人使用料を加算するものとする。	一般	3,870円
	中高校生	2,500円
	小学生以下	1,250円
フローリングスタジオ(1時間に専用使用につき)	専用使用	410円
	冷暖房使用料	200円
多目的研修室(1時間につき)	専用使用	620円
	冷暖房使用料	300円
附帯設備及び備品	教育委員会が別に定める額	
備考 (略)		
(5)・(6) (略)		

専用使用(1コース1時間につき)別途、個人使用料を加算するものとする。	一般	3,870円
	中高校生	2,500円
	小学生以下	1,250円
附帯設備及び備品	教育委員会が別に定める額	
備考 (略)		
(5)・(6) (略)		